

質疑に対する回答について

業務名： 恵那市国民健康保険診療所(5診療所)医療情報システム導入

上記業務について、【様式2】恵那市国民健康保険診療所(5診療所)医療情報システム導入業務プロポーザル質疑書が提出されましたので、下記のとおり回答いたします。(質問内容については、取りまとめをさせていただきます。)

【質疑書】NO.1

仕様書5頁 24 行目

ハードウェア及びソフトウェア要件 I 基本要件

1 電子カルテシステムの基本事項(4)

院内 LAN のセグメント分離ができること について

質問内容

既存の院内 LAN とセグメントを分離するにあたり、以下についておしえてください。

既にインターネットができる LAN があり、それを今回のクラウド型の電子カルテ及びレセコンで利用するために流用が可能なものになりますでしょうか。

もしくはインターネット環境を新設する必要がありますでしょうか。

また、新設する場合、診察室などへの LAN ケーブルの敷設工事についても見積りの対象になりますでしょうか。

回答

既存の LAN を、導入する電子カルテシステムに流用は可能です。

ただし、現行の電子カルテシステム・レセコンシステムを参照用として残し引き続き LAN 配線を使用する場合は、電子カルテシステム用に新規で LAN 配線をする必要があります。

インターネット環境を新設する必要はありません。

LAN ケーブルの敷設工事について見積りの対象としてください。

【質疑書】NO.2

仕様書5頁 17 行目

ハードウェア及びソフトウェア要件 I 基本要件

1 電子カルテシステムの基本事項(5)

SS-MIX2 標準化ストレージ について

質問内容

SS-MIX2 標準化ストレージでの出力のみの対応でよろしいでしょうか。
出力以降に必要な工程であれば教えてください。

回答

SS-MIX2 標準化ストレージについては、標準仕様に基づいたデータ出力機能の実装を必須とします。

出力後の活用(外部連携等)は現時点で必須要件としていませんが、対応可能な場合は提案事項として評価します。

【質疑内容】NO.3

仕様書 6 頁 25 行目から

ハードウェア及びソフトウェア要件 I 基本要件

5. 端末・プリンタの台数

納入端末の仕様 について

質問事項

記載いただいている各種端末は、すべて見積もりに含める必要があるもの、という認識でよろしいでしょうか。

プリンタやルーターについてはメーカーの指定がありますが、同等のスペックのご提案でも構いませんでしょうか。

なお、各診療所に配置されている VPN ルーターの用途は「電子カルテおよびレセコンを利用するために設置するもの」でしょうか。または「診療所拠点間通信をするために設置するもの」でしょうか。

ネットワーク部材は HUB と LAN ケーブルの認識でよいでしょうか。

回答

仕様書に記載した端末・機器は、見積対象としてください。

また、プリンタ及びルーター等については、指定製品に限らず同等以上の性能・機能を有する製品であれば提案可能とします。

VPN ルーターの用途は「電子カルテおよびレセコンを利用するために設置するもの」になります。ただし、「診療所拠点間通信をするために設置するもの」ではありません。

ネットワーク部材については、HUB 及び LAN ケーブル、電源タップを基本とし、安定運用に必要な機器は適宜提案に含めてください。

【質疑内容】NO.4

仕様書9頁9行目から

ハードウェア及びソフトウェア要件Ⅱ技術要件

(ア)電子カルテシステムハードウェア 1.端末全体

検査依頼連携 について

質問事項

検査依頼連携について、外注の検査会社の他に院内の検査システムはございますでしょうか。もし院内に検索システムがある場合、連携が必要なシステム名をお知らせください。

また、検査以外にも連携を必要とするシステムはありますか。(PACS など)

回答

検査依頼連携については、主に外注の検査会社との連携を想定しています。

院内検査システムの詳細については診療所ごとに状況が異なるため、必要に応じて別途提示または協議とします。

また、PACS 等の他システム連携については連携が必要となります。対応可能な場合は提案事項として評価します。

【質疑内容】NO.5

実施要領項目4頁 26 行

類似業務の導入実績 について

質問事項

類事業務とは公募型プロポーザル形式での導入もしくは電子カルテの導入業務どちらの意味合いでしょうか。

回答

本業務における「類似業務」とは、電子カルテシステムの導入業務を指します。なお、公募型プロポーザル形式であるか否かは問いません。

【質疑内容】NO.6

仕様書4頁

電子カルテシステム基本事項 について

質問事項

電子カルテは施設内において速やかに接続し迅速に最新の情報を共有できること。

また、無線ネットワークについて接続、閲覧は施設内のすべての場所において可能とし遅延が発生することがないようにすること。

→上記に加え、「回線やプロバイダその他クリニック用意のネットワーク機器に起因するものは弊社サポートの対象外とする」という認識でよいか。

回答

回線やプロバイダ、院内で用意されたネットワーク機器に起因する障害については、原則として受託者の責任範囲外とします。ただし、切り分け対応等の初期対応については協力を求める場合があります。

【質疑内容】NO.7

仕様書5頁1行

VPNによる通信とすること について

質問事項

「クラウドサーバーへの暗号化通信であること」という認識でよいか。

回答

お見込みのとおり。

【質疑内容】NO.8

仕様書5頁

質問事項

「導入する端末にはウイルスチェックソフトをインストールし、ウイルスの検出および駆除を行うことができること。

また、定期的にパターンファイルを更新できる環境を構築し、日々の保守の中で更新を行うこと。」

→「導入する端末には Windows Defender(OS 標準のセキュリティ機能)の初期設定を行うものとする。

前項のほか、ウイルス対策ソフトウェアの導入および運用を希望する場合、当該ソフトウェアの選定、導入、および管理はクリニックの費用と責任において行うものとする。」という認識でよいか。

回答

最低限、ウイルス対策機能を有し、定義ファイルが適切に更新される環境であることが条件です。Windows Defender の利用も可としますが、必要に応じて追加の対策を求める場合があります。

【質疑内容】NO.9

仕様書9頁

電子カルテシステム ソフトウェア について

質問事項

「同性同名チェックをかけ、患者の重複登録を防止できること」

→「漢字氏名、性別、および生年月日のすべてが一致する患者情報を新規登録する場合、システムにより重複の可能性がある旨の確認画面が表示される仕様とする。」という認識でよいか。

回答

患者の重複登録防止が実現できる仕様であれば手段は問いませんが、ご提示の方法(氏名・性別・生年月日一致時の警告表示)は要件を満たすものと考えます。

【質疑内容】NO.10

仕様書 10 頁

質問事項

「薬、検査、主訴、所見、病名などをテンプレート化したシート画面から、選択するだけで簡単に入力することができること。また、疾患別にテンプレートを作成することができること。」

→「セット階層画面から選択するだけで入力可能」という認識でよいか。

回答

簡易に入力できることが要件であり、セット階層方式による実装も可とします。

【質疑内容】NO.11

仕様書9頁

電子カルテシステム ハードウェア について

質問事項

「電子処方箋、オンライン診療、オンライン検査依頼、画像情報システム等と連携できること。」

→各社と仕様書を交わし確認の上、連携可否および連携作業を実施するという認識でよいか。

回答

お見込みのとおりです。各システム事業者との仕様確認のうえ、連携対応を行うものとなります。

【質疑内容】NO.12

仕様書9頁

質問事項

「チェック機能により、傷病名の診療開始と初診回数があるか、診療回数・処方料回数と実日数があるかなどの診療に関する基本的な情報が正しく入力されているかをチェックすることができること。」

→「チェック機能により、初診日に傷病名がない場合、チェックすることができる。またその他のチェックについては電子カルテのデータベースに基づきチェックができること」という認識でよいか？

回答

診療内容の適正性確認が可能であれば実装方法は問いません。電子カルテのデータベースに基づくチェックでも問題ありません。

【質疑内容】NO.13

仕様書9頁

質問事項

「チェック機能により、窓口の入力内容から、算定漏れの可能性のある医学管理・在宅の算定項目をチェックし、算定確認を促すことができること。」

→「チェック機能により、窓口の入力内容から、電子カルテのデータベースに基づき算定項目をチェックし、算定確認を促すことができていること。」という認識でよいか？

回答

お見込みのとおり、電子カルテのデータベースに基づき算定漏れ防止が図れる仕組みであれば可とします。

【質疑内容】NO.14

仕様書9頁

質問事項

「診療報酬点数に記載された告示・通知(算定ルールなど)データ化した電子点数を利用し、一定期間内に算定回数を超えて算定していないか、同日、同月、さらに1週間以内に算定できない別々の診療行為がともに算定されていないか、包括となる

診療行為についてチェックすることができること。」

→診療報酬点数に記載された告示・通知(算定ルールなど)データ化した電子点数
を利用し、電子カルテのデータベースに基づき、一定期間内に算定回数を超えて算
定していないか、同日、同月内に算定できない項目が算定されていないか、包括と
なる診療行為についてチェックすることができること。」という認識でよいか？

回答

診療報酬点数表に基づき、算定ルールのチェックが適切に実施できることが要
件です。提示された DB ベースのチェック方法でも可とします。

【質疑内容】NO.15

仕様書9頁

質問事項

「病名チェック機能により、投薬・処置・手術・検査・画像診断といった診療行為に対
して、正しいレセプト病名が登録されているか、また、レセプト病名の登録もれがな
いかをチェックすることができること。」

→「病名チェック機能により、投薬・処置・手術・検査・画像診断といった診療行為に
対して、正しいレセプト病名が登録されているか、また、レセプト病名の登録もれが
ないかを電子カルテデータベースに基づきチェックすることができること。」という
認識でよいか？

回答

適切な病名登録およびレセプト整合性が確保できる機能であれば、データベー
スに基づくチェックで問題ありません。

【質疑内容】NO.16

仕様書9頁

質問事項

「病名チェック機能により、適応病名に併存病名や病態等の修飾語が必要な場合の
チェックをすることができること。」

→「病名チェック機能により、適応病名に併存病名や病態等の修飾語が必要な場
合、電子カルテのデータベースに基づきチェックをすることができること。」という
認識でよいか？

回答

必要な修飾語の付与漏れを防止できる機能であれば、データベースに基づくチ
ェック方式でも可とします。

【質疑内容】NO.17

仕様書 10 頁

質問事項

「受付表が出力でき、患者ごとに予め入力した内容を印字できること」
→「受付表が出力、印刷できること」という認識でよいか。(あらかじめ入力した内容は反映することはできません)

回答

受付表については、患者ごとの情報が反映できることを原則とします。単なる空様式の印刷のみでは要件を満たさないため、何らかの情報反映機能の実装を求めます。

【質疑内容】NO.18

仕様書 10 頁

質問事項

「薬、検査、主訴、初見、病名などテンプレート化したシート画面から選択するだけで簡単に入力ができること。
また、疾患別にテンプレートを作成することができること。
→「(薬、検査、主訴、初見、病名などテンプレート化したセット画面から選択するだけで簡単に入力ができること。
また、そのセット階層については2階層まで分類できる。疾患別にテンプレートを作成することも可能であることができること。」という認識でよいか？

回答

入力の簡便性および実用性が確保される範囲であれば、2 階層構造でのテンプレート運用も可とします。

なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

お問合せ先

住所: 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

担当: 恵那市役所 医療福祉部 地域医療課 安藤

電話: 0573-26-6818

E-mail: chiikiiryous@city.ena.lg.jp